

和歌山県児童発達支援センター機能強化事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、児童発達支援センターの地域の中核的役割や機能強化を図ることにより、地域における障害児支援の質の向上や、“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等への支援やインクルージョンの推進等、地域における障害児やその家族への支援体制の強化を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 和歌山県児童発達支援センター機能強化事業（以下「事業」という。）は、「地域障害児支援体制強化事業の実施について（令和5年6月5日付こども家庭庁支援局長通知）」に基づき実施することとし、その実施主体は、和歌山県（以下「県」という。）とする。なお、事業の実施については、和歌山県知事が指定する児童発達支援センターのうち、適切に事業を実施できると認められた者（以下「委託先」という。）に事業の全部又は一部を委託するものものとする。この場合において、県は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

(事業の内容)

第3 地域における障害児の支援体制の強化を図るため、以下に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 児童発達支援センターの機能強化等

ア 目的

児童発達支援センターの中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図る。

イ 事業内容

(ア) を基本事業とし、地域の実情に応じて (イ) 及び (ウ) を実施することとする。

(ア) 児童発達支援センターの機能強化

一定程度の知識と技量を有する職員（概ね5年以上の障害児支援に関する業務の経験を有する者）を配置し、地域における障害児やその家族への支援体制の強化のために必要な以下の事業を実施する。

a 児童発達支援センターの質の向上と人材養成

児童発達支援センターに、他の従事職員の指導を行う立場の専門職員を配置することにより、支援技術等の向上を図るための指導体制を確保し、様々な障害の種別や障害の特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施できるよう体制整備を図るとともに、適切な支援を行うことが困

難な事例に対応できるようにするための人材の養成や、保育所や放課後児童クラブ等、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害者支援施設または障害福祉サービス事業所（以下、「対象事業所」という。）に対して障害児支援に関わる助言・指導等を実施するための人材の養成等（研修、マニュアル作成、関係機関のネットワーク構築等）に取り組む。なお、専門職員の配置にあたっては、常勤・非常勤を問わず、事業の実施に必要な日数を確保するものとする。

b 地域における障害児支援の質の向上

児童発達支援センターにおいて、対象事業所に対して以下a～dの支援を行う。

(a) 地域の障害児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施

対象事業所において、様々な障害の種別や特性に対応した専門的かつ適切な支援を実施できるよう、対象事業所を訪問等し、支援技術の向上に資する助言・指導を行う。また、従事職員の専門性の向上を図り、適切な支援を行うことが困難な事例に対応できるようにするため、人材養成等（支援技術の指導、研修、マニュアル作成、関係機関のネットワーク構築等）に取り組む。

(b) 地域のインクルージョンの推進

自治体と連携し、保育所や放課後児童クラブ等の関係者に向けて、インクルージョン推進の意義や保育所等訪問支援、事業所における移行支援の目的・内容の説明等を行うことにより、地域におけるインクルージョンについての啓蒙活動を行う。

また、専門的な知見に基づき、障害児の通う地域の保育所や放課後児童クラブ等への巡回支援を行い、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、インクルージョンの推進を図る。

(c) 障害が疑われるこども等、ハイリスクなこどもと家族のサポート（事業例）

- ・母子保健施策や一般こども施策からの、発達の気になる段階のこどもと家族への相談等支援
- ・産後の母親に対する相談等支援（新生児の段階で障害が発見された場合の母親に対する相談等支援）
- ・親子体験通園等の実施
- ・障害児を抱える保護者間の交流
- ・発達障害、貧困、虐待等問題が複雑化しているハイリスクなこどもと家族への相談等支援等

(d) 地域の事業所等への研修等の実施

地域の対象事業所や母子保健事業等の従事者を対象として、障害児支援に関する専門的な研修を行う。

また、適切な支援を行うことが困難な事例に対応できるよう、困難ケースの支援に係る事例や早期支援により困難な状態に至らなかった好事例の収集等を行い、事業所に対して事例の共有と対処方法の検証を行うことを目的とした検討会等を実施する。

さらに、外部講師を招き研修を実施する等、地域全体の対象事業所の質の上を図るとともに、地域の事業所同士や一般こども施策との密な連携を図りながらの支援の提供に向けた関係構築のコーディネート等を実施する。

c 独自事業

独自事業は、a 及び b とあわせて実施する多様な地域支援の取組みとして、実施することができる。

(事業例)

- ・対象事業所等周辺の地域住民等に対する当該事業所等を利用する障害者の特性や必要な配慮等に関する普及啓発の実施（説明会の実施やパンフレット配布、保護者を含めた地域住民等からの障害児支援に関する相談への対応や助言、及び地域住民が参加できる行事の開催、地域のボランティア受け入れの調整、商品展示会等の実施）

- ・夏休み等の活動の場づくり（文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の実施等）

- ・学校入学前の障害児に対する集団適応のための支援の提供

(イ) 地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進

幼児・児童期の発達段階、障害特性、合理的な配慮の提供等に関する知識を有する専門員（以下「インクルージョン推進員」という。）を確保し、地域のこども達が集まる様々な場において、障害の有無にかかわらず、共に過ごし成長できるよう、インクルージョンを推進するために必要な事業を実施する。

a 地域の習い事等の事業者に対する後方支援

地域のピアノやダンス等の習い事や塾、スポーツクラブ等の事業者に対し、相談窓口の開設、研修会の開催、現場に出向いての環境調整等の後方支援を行う。

b 地域住民等に対する啓発、相談等

広く地域住民を対象とした講座の開催、障害児やその家族、地域住民からの相談対応や援助等を行う。なお、インクルージョン推進員への

相談等を行うに当たっては、相談者が児童発達支援センター等を利用していることは要件としない。

(ウ) 母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進

こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、母子保健分野等との緊密な連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進のために必要な事業を実施する。

a 乳幼児健診等における発達相談・発達支援の推進

乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を保護者やこども家庭センター等と共有しながら、当該こども家庭センター等が行う子育て支援をサポートするとともに、カンファレンス等を実施し、必要に応じて児童発達支援や保育所等訪問支援等の障害児支援につなげる。

b 自治体の相談窓口における発達相談・発達支援の推進

市区町村の住民窓口、保育所等を管轄する窓口、こども家庭センター等の窓口において、障害児支援等の必要な支援へのつなぎを行う。

c メールやSNS等を活用した発達相談・発達支援の推進

育児不安を抱える保護者が周囲に知られることなく育児相談が実施できるよう、電話、オンライン、メール、SNS等における相談に対応するとともに、障害児支援等の必要な支援につなげる。

d 関係機関との連携

上記a～cの「気づき」の段階からの発達相談や発達支援を推進する取組について、地域の関係機関等と協議して実施することを通じて、地域における母子保健施策等と障害児支援施策の連携体制の構築を行う。

(個人情報保護)

第4 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、県が事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導するものとする。

(実績報告)

第5 第2で定める実績報告の様式を別記第1号様式のとおりとする。また、毎月の業務実施状況について実施状況月例報告書（別記第2号様式）をその翌月15日までに提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月19日から施行する。